

「正当な活動犯罪に」

関西生コン 議員ら抗議声明



弾圧に抗議する自治体議員声明

「正当な労働組合活動を「犯罪」にでっち上げている」「立憲主義と民主主義の危機」——。関西地区生コン支部（大阪西区）の組合員が延べ79人も逮捕されていることに、豊中市の木村真市議らが7日、大阪市で会見し、捜査を批判する声明を発表した。

同席した永嶋靖久弁護士は「一つの労組からこれだけの逮捕者が出るのは異様。通常の労組活動が犯罪とされている」。委員長（77）の逮捕は6回、副委員長（46）は7回におよび、拘束が昨年8月から約1年2カ月続いていることも問題

視した。木村市議は「関生」が中小零細の生コン事業者と協力して大手ゼネコンなどに對抗してきたり、特定秘密保護法や「共謀罪」法に反対したりしてきたことから狙われたのではないかと、その見方を示した。

延べ60人以上が起訴

1965年に設立された関西地区生コン支部は、企業の枠を超えて個人で加入する産業別労働組合。春闘などで勝ちとった労働条件を産業全体に波及させるな

ど、大手ゼネコンやセメントメーカーが圧倒的な力を持つ生コンクリート関連産業の中で際立った存在だ。

一連の逮捕は2018年7月から、「関生」に協力的とされた滋賀県の事業者に対してのものから始まった。以降、大阪、京都、和歌山の各府県警も加わって組合員への捜査、逮捕に乗りだした。

容疑は威力業務妨害と恐喝（未遂）がほとんどを占める。弁護側側のまどめによると、工事現場で業者の法令違反を指摘するコンプライアンス活動▽運賃の引き上げを求めたストライキ▽アルバイト運転手を正社員とするよう労働条件の改善を求めた——などが問題視されたとみられる。永嶋弁護士は「正当な行為が威力業務妨害とされたら、そもそも組合活動が成り立た

ない」と語る。

個々では弱い立場の労働者が、力の強い使用者と対等に渡りあえるようにと、労組として団結し団体で交渉したりストで威力を示したりすることは労働三権（団結権・団体交渉権・争議権）として憲法28条で保障されている。これら正当な行為で使用者が損害を負っても刑事や民事の責任は問われないことも労働組合法で定められている。

延べ60人以上が起訴された公判は4府県の地裁で進められている。

（下地毅）